

1. 成長と分配の好循環の実現

(1) 積極的な賃上げ等を促すための措置（「賃上げ促進税制」）

【大企業向け】

- ・ 長期的な視点に立って、一人ひとりへの積極的な賃上げを促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しする観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化する。
- ・ 継続雇用者の給与総額を3%増加させた場合の15%の税額控除に加え、以下の場合に控除率を上乗せする（最大30%）。
 - ✓ 継続雇用者の給与総額を4%増加（控除率+10%）。
 - ✓ 教育訓練費を2割増加（控除率+5%）。
- ※ 一定規模以上の企業は、マルチステークホルダーに配慮した経営を宣言

【中小企業向け】

- ・ 中小企業について、全雇用者の給与総額を1.5%増加させた場合の15%の税額控除に加え、以下の場合に控除率を上乗せする（最大40%）。
 - ✓ 全雇用者の給与総額を2.5%増加（控除率+15%）。
 - ✓ 教育訓練費1割増加（控除率+10%）。

(2) オープンイノベーション促進税制の拡充

- ・ スタートアップ企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進する観点から、対象に設立10年以上15年未満の研究開発型スタートアップ企業を追加する等の拡充を行った上で2年間延長する。

(3) 5G導入促進税制の見直し

- ・ 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、インセンティブ等の見直しを行った上で、3年間に期間を限定した上で延長する。

(4) 住宅ローン控除等の見直し

- ・ 住宅ローン控除は4年間延長する。
- ・ カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せを行う。R6以降に建築確認を受けた新築住宅については省エネ基準への適合を要件化するなどの措置を講じる。
- ・ 新築住宅等について控除期間を13年とするほか、一定の場合（注）に40㎡以上の住宅を控除対象とする。
（注）令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅、合計所得金額1,000万円以下の者
- ・ 会計検査院の指摘に対応する観点から、控除率を0.7%とする。また、所得要件を2,000万円以下とする。
- ・ 贈与税の非課税措置は、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、限度額を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

2. 国際課税制度の見直し

- ・ 2021年10月、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、国際課税制度の見直しに係る合意がまとめられた。
 - ✓ 第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）
 - ✓ 第2の柱（グローバル・ミニマム課税）
- ・ わが国は、BEPSプロジェクトの立上げ時から、国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきたところであり、本国際合意を強く歓迎する。制度の詳細化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進める。

3. 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への円滑な移行

- ・ 円滑な移行に向け、政府・与党一体となり万全の対応を進める。
 - ✓ プッシュ型の周知・広報や事業者団体とも連携した経営相談等の取組みを推進する。
 - ✓ 電子インボイスを推進し、IT導入補助金等によるデジタル化支援等や持続化補助金による小規模事業者への支援を進める。
 - ✓ 免税事業者等が不当な取扱いを受けないよう、独禁法等の取扱いを明確化し、下請けGメン・書面調査による状況把握を通じて適切に対処する。
 - ✓ 免税事業者が柔軟なタイミングで登録事業者となれるよう登録手続を見直す。

(2) 税理士制度の見直し

- ・ 税理士は、業務のICT化等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を創設する。
- ・ 若年層の税理士試験の受験を容易にし、多様な人材確保を図るため、受験資格の緩和を実施する。

(3) 記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応

- ・ 記帳義務を適正に履行しない納税者への過少申告加算税等の加重措置（+5%又は+10%）を整備する。
- ・ 証拠書類のない簿外経費についての必要経費・損金不算入措置を創設する。

(4) 財産債務調書制度の見直し

- ・ 提出期限を後倒しするなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、現行の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者については所得基準によらずに本調書の提出義務者とする措置を講ずる。

(5) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

- ・ 登録免許税や自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設等を行う。

4. その他(新たな沖縄振興等に向けた措置)

- ・ 各特別地区・地域に係る税制について、一定の要件を満たしていることを国が確認する制度を導入する等の見直しを行った上、その適用期限を3年間延長する。
- ・ 沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた沖縄県産酒類に係る酒税の特例について、復帰50年を迎え、酒類製造業界から提言がなされたことなどを踏まえ、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、最長10年をかけて段階的に廃止する。